

住田町町有林造成作業（下刈（餌場創出））仕様書

- 1 本施業は植栽地の下草刈によりイヌワシの餌場環境の維持を図ることを念頭におき作業にあたること。
- 2 植栽地内の範囲において、かん木、笹、つる及び雑草等の林床植物を地際から10cm以内に刈払うこととする。その際に造林木より半径10cm以内の林床植物及び直径2cmを越えるかん木類は刈払わなくても可とする。
- 3 区域内に進入してきたアカマツやその他天然性雑木は、監督員の指示がない限り刈り払わないこと。
- 4 造林木及びツリーシェルターに損傷を与えないこと。
- 5 施業に使用する作業道は幅員1m以上の刈払いを行うこと。
- 6 事業箇所は全域において「住田町森林認証グループ」加入林であることから、FSC 森林管理認証の各種規定に加え、「住田町森林認証グループ」が各種のチェックリスト等において求める要件を遵守して作業すること。
- 7 この仕様書によりがたい場合は、監督員にその事由を申し出て指示を受けること。